

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の改正について（案）

1．経緯

国では、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会。以下、「避難支援ガイドライン」という。）を基に、市町村を中心とした避難支援対策の取組の促進に努めてきたところであるが、「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」での検討報告を基に、避難支援ガイドラインについて、避難所での支援と関係機関等との連携について盛り込むなどの改正を実施した上、引き続き、避難支援ガイドラインに沿った取組の促進を図っていくこととする。

2．主な改正事項

避難所での支援と関係機関等との連携の追加

情報伝達や情報共有についての追記

取組事例の記載内容の更新と新規事例の追加